

徳之島の動植物に関する法律と条例

希少な動植物が数多く生息する徳之島では、これらを守るために、法律や条例によって厳しい規制がかけられています。

種による規制

徳之島島内では、以下の法律と条例で指定されている天然記念物や希少種を許可なく捕獲・採取できません。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
- ・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（鹿児島県希少種条例）
- ・徳之島三町希少野生動植物の保護に関する条例（徳之島三町希少種条例）
- ・文化財保護法（国指定天然記念物）
- ・鹿児島県文化財保護条例（県指定天然記念物）
- ・天城町文化財保護条例（天城町指定天然記念物）

例えば…



アマミヤマンジ



ケナガネズミ



イボイモリ



オビトカゲモドキ



アマミクロウサギ



トクノシマガンアオイ



ナゴラン

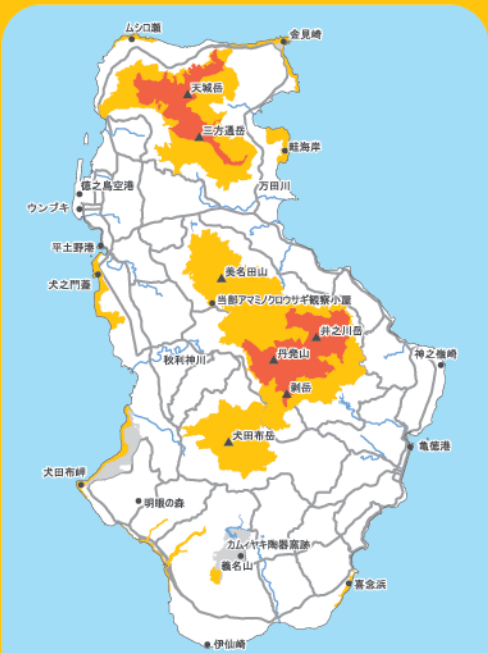


アマミマルバネクワガタ

このほかにも、上記6つの法律・条例によって全66種の動植物が指定されており、指定種は年毎に増加しています。最新情報やここに掲載していない種については、検索して調べてみましょう！

場所による規制

国立公園では、特別保護地区や特別地域といったエリアに応じて、動植物の捕獲・採取について各種行為が規制されています。



特別保護地区 すべての動植物の捕獲・採取禁止

特別地域 アマミマルバネクワガタおよびマルダイコクコガネの捕獲禁止

※昆虫採集目的のトラップ等設置は、特別保護地区・特別地域共に禁止です。



鳥の宝を守り伝えるために



NPO法人
徳之島
虹の会